

もうすぐ

準備はお早めに！町申告相談は
2月16日(木)～3月15日(水)

令和4年分所得の申告時期です

申告相談は、新型コロナウイルス感染症対策のため、**事前予約制**とします。相談を希望する方は、下記までご連絡ください。

◆予約受付期間 2月1日(水)～3月10日(金)

◆申告相談 予約専用電話 TEL75-0113

「収支内訳書」「医療費控除の明細書」の作成相談会をご利用ください

所得申告で「収支内訳書」「医療費控除の明細書」が必要な方のための作成相談会を行います。相談を希望する方は、「収支内訳書」「医療費控除の明細書」等の作成に必要な添付書類の準備をお願いします。

※事前に申込みが必要です。申込期限までに、総務課税務係窓口(1階)か電話でお申込みください。

日時

1月27日(金)

場所

役場 講堂(3階)

①午前10時～正午

②午後1時30分～4時30分

申込期限

1月13日(金)

内容

- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受けるための「医療費控除の明細書」の作成
- 事業所得(農業・営業・不動産)の「収支内訳書」の作成

◎申込・問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線141・144) 直通75-6206

所得申告の医療費控除に医療費通知を添付することができます

確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際は、**医療費通知**を添付することで医療費の明細の記入を省略することができます(1月～10月の診療分のみ)。くわしくは、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

《国民健康保険加入の方》 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133) 直通75-6205

《後期高齢者医療保険加入の方》 長野県後期高齢者医療広域連合事務局 保健事業室 ☎026-229-5320

《その他の医療保険の方》 ご自身が加入している医療保険者にお問い合わせください。

上田税務署から確定申告に関するお知らせ

上田税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を下記のとおり開設しますので、申告に必要な書類等をお持ちのうえ、ぜひご利用ください。

期間

2月1日(水)～3月15日(水)
《土日祝日を除く》

時間

【受付】午前8時30分～午後4時
【相談】午前9時～

場所

上田税務署 別館会議室

※新型コロナウイルス感染症対策のため、還付申告の方の申告相談を2月1日(水)から受け付けています。

※確定申告会場の混雑緩和のため、入場には当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

◎問い合わせ先 上田税務署 ☎22-1234

スマートフォン専用画面が
利用しやすくなりました

簡単便利なスマートフォンでの申告をご利用ください。給与所得で年末調整が済んでいない方、年金収入や雑所得がある方など、申告対象者の利用範囲が広がりました。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかの方法でご提出ください。

作成コーナー 検索

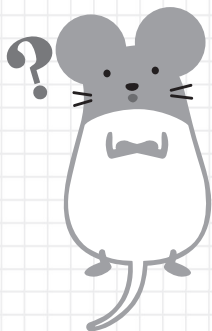
www.keisan.nta.go.jp

事業主のみなさんへ

償却資産（固定資産税）の申告はお早めに！

申告は
1月31日(火)まで

償却資産とはなんですか？



企業や個人が、土地や家屋以外で事業のために所有している設備（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く）のことで、構築物、機械・装置、器具・備品などが対象となります。

また、**発電量が10kw以上の太陽光発電設備**を、売電などの目的で所有している場合、その設備も償却資産に含まれます。**（家の屋根やカーポートに設置しているものも対象となる場合があります。）**

償却資産を所有している皆さんは、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を、**その資産の所在する市町村に申告**することが法律で定められています。

なお、所得税の確定申告で、**損金または経費として減価償却費を計上している方は**、申告が必要な資産を所有している場合があります。下記の例を参考に、ご確認をお願いします。



対象となる償却資産の例

飲食店・喫茶

看板、テーブル、椅子、レジスター、厨房設備、冷蔵庫など

理容・美容業

理・美容椅子、パーマ器、洗面設備、湯沸器、サインポールなど

小売業

陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、冷凍ストッカーなど

農業

ビニールハウス、消毒機、脱穀機、ぶどう棚など

不動産賃貸

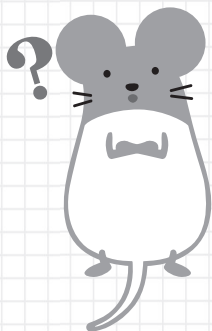
受変電設備、路面舗装、駐車場、コンクリート塀など

製造・加工・設計業

パソコン、プリンター、測定工具、旋盤、リフトなど

※ご自分の所有する資産が申告の対象か確認したい方は、お気軽に総務課税務係までお問い合わせください。

申告はどのようにするのですか？

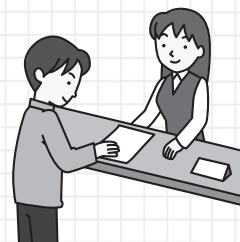


◎初めて申告する方

→様式が定められていますので、総務課税務係へお問い合わせのうえ、所定の申告用紙により申告をお願いします。

◎昨年申告された方

→昨年12月中旬に令和5年度用の申告書を送付しました。



※**申告期限は1月31日(火)まで**ですので、期限内の提出にご協力をお願いします。

※**はがきによる申告の方は、1月20日(金)までに投函してください。**

先端設備等導入計画の認定を受けている中小事業者の皆さんへ

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例を受ける場合は、**工業会証明書の写し、認定を受けた計画の写し、認定書の写し**を添えて、期限までに申告してください。

※特例の概要や適用対象等については、**町ホームページ**をご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

町税の電子申告システム（eLTAX：エルタックス）に対応していますので、**インターネットにて申告手続きを行うことができます。** ※事前に利用届出が必要です。

◎問い合わせ先 総務課税務係 償却資産担当 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206